

取扱い職種の範囲の明示

株式会社ウララコミュニケーションズ
代表取締役 三田村 浩實

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。内容をご確認ください。また、事業についてご不明点がございましたら、当該事業所の担当までお問い合わせください。

記

求職者・求人者の皆さまへ

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の事業所で取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
取扱い地域の範囲：国内

求職者・求人者の情報に関する事項

求職者・求人者情報の取扱いは、事業所の紹介責任者となります。求職者・求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限りません。

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱いは、事業所の紹介責任者となります。
当社は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。
当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものといたします。

苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は、事業所の紹介責任者となります。苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。
なお、労働者の賃金については、労働基準法第 24 条の定めにより、直接お支払ください。

手数料に関する事項

求職者の皆さまから、手数料は一切頂きません。

職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けます。

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率を下記の通り明示しています。
届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途契約書・覚書等にて取り交わすものとなります。

【届出制手数料にかかる手数料】

サービスの種類および内容

求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービスおよび求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス ※当該手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

手数料の額（成功報酬）

期間の定めのない雇用契約の紹介の場合、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている推定報酬額）の最大40%

期間の定めのある雇用契約の紹介の場合、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている推定報酬額）の最大40%

手数料負担は、求人者とします。

※当該手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※手数料の上限は、求職者の賃金の40/100とします。

※いったん申し受けました人材紹介の手数料について、採用決定者が入社日の前日までに、採用決定者の自己都合による入社辞退、もしくは、採用決定者の責による採用取消しが発生した場合、ウララコミュニケーションズは手数料の全額を申込者に返還するものとします。

※採用決定者が自己都合により又は就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により退職したときは、ウララコミュニケーションズは申込者に対し、手数料を、その支払い方法に応じて以下のとおり返還又は調整します。

<一括払いの場合>

勤務開始日から3か月以内に退職した場合は、手数料の半額を返金します。勤務開始日から3か月を経過した後に退職した場合には、返金をしないものとします。

<分割払いの場合>

申込者は、ウララコミュニケーションズに対し、採用決定者が退職した日の属する月の分までに発生した手数料を支払い、翌月以降の分については手数料の支払いを要しないものとします。

当社事業所

【お問合せ先】

株式会社ウララコミュニケーションズ

担当総責任者：酒井 良樹

職業紹介責任者：佐野 和孝

〒918-8104 福井県福井市板垣3-1510

TEL：0776-36-9305